

2019 年度税制改正に対する意見

2018 年 9 月



はじめに

わが国の景気は 2012 年 12 月以来回復局面にあり、戦後 2 番目の長さを更新している。このまま 2019 年 1 月まで続けば、2002 年 2 月から 73 か月続いた戦後最長の景気回復を抜くことになる。

今後は、この景気回復の流れを止めることなく、わが国が持続的に成長を続けるための環境整備を行う必要がある。

世界に目を向けると、米国の貿易政策を起源とする世界的貿易摩擦拡大の恐れや、中国をはじめとする新興国のプレゼンスの高まりが世界経済全体へ大きな影響を与えており、わが国の経済や企業にとって憂慮すべき状況となっている。

わが国が構造的に抱える中長期的な課題としては、急速に進む少子高齢化や人口減少への対応、その中での地域創生、公的債務増加の抑制などが挙げられる。今後財政の早期健全化、税制・財政・社会保障制度の「三位一体」の改革、地方分権改革の推進などに対して、総合的で戦略的な方策の立案が望まれるところである。

また、東日本大震災、熊本地震に続き、本年発生した大阪府北部地震および西日本大豪雨は大規模災害への備え、国土強靱化が喫緊の課題であることを改めて我々に知らしめた。

以上のように、わが国経済が持続的に成長するためには克服すべき多くの課題があるが、いずれにおいても税制の果たす役割は極めて大きい。

このため、本会では中長期的な税制改革の方向性を展望したうえで、どのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本的改革についての考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記している。さらに税制全般について、本会会員へのアンケートや聞き取り調査の結果も紹介している。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

2018 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 豊 田 鐵 郎
副 会 長 上 田 豪
税制委員長

目次

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制改正の必要性 －わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割－..	1
(1) 日本経済の成長促進	1
(2) 国際的な環境変化への対応	1
(3) 財政の早期健全化	2
(4) 人手不足や働き方改革への対応	2
(5) 社会保障制度の持続可能性の向上	2
(6) 地域創生の実現	2
(7) 近年の大規模災害の教訓を踏まえた国土強靱化	3
2. 改革の進め方	3
(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める	3
(2) 法人税と消費税の改革を税制改正の中心に据える	4
(3) タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する	4
(4) 国税と地方税の役割を基本から見直す	5
(5) 法人税改革は国際競争力向上を意識して行う	5
(6) 経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進める	6
3. 中部圏の税制への期待	6
4. 2019年度税制改正に向けた論点	7
第Ⅱ部 2019年度税制改正に向けての意見	8
1. 企業の活力向上に資する税制の整備	9
(1) 企業の国際競争力向上	9
(2) 中小企業の活力向上	12
(3) 未来投資の促進	14
(4) 国際課税	17
2. 地域創生に資する税制の整備	20
(1) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正	20
(2) 地域経済の活力向上	22
(3) 中部圏の活性化に資する税制	24
3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備	26
(1) 背景および必要性	26
(2) 具体的な税制措置の案	26

(3) 税制措置の効果	29
4. 実効性ある消費税制の整備	29
(1) 税率	29
(2) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮	29
(3) 使途	30
(4) 逆進性緩和策	30
5. 税制の合理性の向上、新陳代謝	30
(1) 印紙税	30
(2) 事業所税（再掲）	31
(3) 固定資産税（再掲）	31
(4) 外形標準課税（再掲）	31
(5) 法人事業税における収入金課税の見直し（再掲）	31
(6) 自動車関係諸税の整理、簡素化、新税制の創設	31
6. 税務負担の軽減	34
(1) 申告・納税の電子化の推進	34
(2) 申告調整事務の軽減	35
(3) 減価償却資産事務の軽減	35
(4) 地方税の納付事務の軽減	36
(5) マイナンバーの有効活用	36

<付属書1> 国土強靱化税制の整備・創設に向けた具体的提案

<付属書2> 聞き取り調査の結果

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性 —わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割—

わが国の景気は 2012 年 12 月以来回復局面にあり、景気回復期間は「いざなぎ景気」の 57 カ月を抜いて戦後 2 番目の長さを更新している。このまま 2019 年 1 月まで続けば、2002 年 2 月から 73 か月間続いた戦後最長の景気回復を抜くことになる。

一方、この景気回復の流れを止めることなくわが国が持続的に発展成長を遂げるためには、克服しなければならない多くの課題が存在する。

以下のいずれの課題対応においても、税制の果たす役割は極めて大きいことから、わが国経済の再生と持続的な成長に向けた戦略的な租税制度の整備が望まれる。

(1) 日本経済の成長促進

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、「人づくり革命」と「生産性革命」に最優先で取り組むとしている。この「生産性革命」により過去最高の企業収益を設備投資等につなげるとともに、AI、IoT などの第 4 次産業革命の社会実装による Society5.0 の実現を進めるとして、次世代モビリティ・システム構築などの新たなプロジェクトが掲げられているが、その推進は重要である。

また、産業空洞化の克服も重要である。企業が海外で得た収益を国内に還流することで国内投資と雇用を増加させ、新たな技術やビジネスを創出し国内経済の活性化を促す必要がある。

(2) 国際的な環境変化への対応

米国の貿易政策を起源とする世界的貿易摩擦拡大の恐れが現実的なものとなっており、今後わが国製品に対する米国の輸入関税引き上げが導入されれば、わが国経済に対する影響は計り知れない。

さらに、米国は連邦法人税率を 21%へ引き下げ、法人実効税率が大幅に低減したことから、わが国の法人税の水準の高さが目立つ形となった。

中国をはじめとする新興国の経済、技術、企業などのプレゼンスは急速に拡大しており、グローバル経済における競争環境はますます激化しつつある。相対的出遅れ感のあるわが国企業が競争を勝ち抜くためには、自助努力のみならず競争環境のイコールフッティング（競争条件の対等化）が不可欠である。

(3) 財政の早期健全化

わが国の財政状況は悪化の一途をたどっており、いわゆる「国の借金」(内国債、借入金、政府短期証券の合計)は、2018年3月末で1,087兆円と前年から31兆円増加している。

一旦財政不安となれば、金利の不安定化を招き、市場経済の自立性や健全性を阻害するのみならず、わが国の信用力そのものを失う危険がある。したがって、わが国財政の早期健全化は喫緊の課題であり、基礎的財政収支(プライマリーバランス、PB)の安定的な黒字化の達成が必要となる。政府はPB改善の遅れからPB黒字化の目標年次をこれまでの2020年から2025年に延期するとしたが、黒字化の達成には歳出の見直しのみならず歳入の基となる税制の改革が極めて重要な役割を担うこととなる。

(4) 人手不足や働き方改革への対応

急速に進む人口減少・少子高齢化等の人口論的な問題は、年金・医療・介護・子育て支援等の各種社会保障制度の持続可能性に対する不安を高めるとともに、労働力人口の減少は経済の潜在成長率の低下圧力となる。

「骨太の方針」における「人づくり革命」の具体化策としてとりあげられた、幼児教育の無償化、低所得家庭子弟の高等教育無償化等の施策に加えて、女性活躍の推進や高齢者雇用の促進に資する税制面での支援が望まれる。また、働き方改革における長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現に向けた施策を実施するとともに、その担い手となる企業への税制面での適切な措置を講じる必要がある。

(5) 社会保障制度の持続可能性の向上

若年世代と高齢世代の世代間の不公平性の解消は、社会保障制度の持続可能性の向上に向けた一つの大きな課題である。世代間の不公平性とは、少子高齢化が進むにつれ、若年世代が負担する社会保障費用に対して年金、社会福祉サービスなどの給付水準が、高齢世代よりも低いものとなることをいう。

社会保障制度の持続可能性を向上させるため、および所得の再分配を図るために税制の果たす役割は極めて大きい。

(6) 地域創生の実現

魅力と活力あふれる特色ある地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げるためには、地方の自主財源の強化や、制度疲労を起こしている交付税制度の見直しなどの税制面の改革が必要である。

また、過度な首都圏一極集中の是正、人口減少下での地域創生、企業の地方拠点

の強化、地方都市の中心部の再生などの課題に対しても税制が果たす役割は大きい。

(7) 近年の大規模災害の教訓を踏まえた国土強靱化

東日本大震災、熊本地震に続き本年6月の大阪府北部地震、7月の西日本大豪雨によってわが国の広い範囲に大きな被害が発生した。被災地の1日も早い復興と被災者の生活再建を支援する必要があることは言うまでもない。何よりも重要なことは、これらの未曾有の被害から得た教訓を活かし、今後起こりうる様々な大規模災害に備えて国土強靱化を図ることである。

これらの大規模災害の重要な教訓の一つは、サプライチェーンの寸断等による経済活動への大きな影響であり、企業の自主的な防災・減災対策を推進することによりサプライチェーンを強化することは、国土強靱化の趣旨に合致する。

財政健全化の流れの中で、様々な支出への見直しが必要となる中においても、国土強靱化はわが国の存亡がかかった喫緊の課題であり、国が優先して手当てすべき分野である。

すなわち、企業の自主的な防災・減災対策を後押しする税制の早急な整備が重要である。

2. 改革の進め方

(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める

わが国の消費や投資が拡大するためには、国民が将来の生活に対する安心感や期待を持ち、明るい展望を持ち続けることができるような社会の実現が必要である。

そのためには、税制、財政および社会保障制度について、「三位一体」で改革を進めるべきである。さらに、租税も社会保障料も、国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

税制、財政で重要な役割を果たす消費税については、2014年4月に8%への引上げが実施されたが10%への引上げについては二度延期され、当初予定の2015年10月から2019年10月へと4年先送りされた。

財政再建に向け、2019年10月に消費税率の引上げを確実に実施するとともに、歳出の見直しについて、今後更なる検討が進められることを期待する。

また、社会保障制度については、2013年8月に社会保障制度改革国民会議の報告書が取りまとめられ、改革の方向性、少子化対策、医療・介護、年金分野の改革案等が示された。

政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方につい

て、合理的で持続可能性のあるビジョンを示したうえで、改革を推進する必要がある。

(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、「経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す」ことおよび「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する」ことが財政健全化目標として掲げられた。

これらから明らかなように、税収の増加、財政再建のためには、わが国の持続的な経済成長が不可欠である。

持続的な経済成長のためには、「企業収益の増加→投資、雇用の増加→生産性の上昇、イノベーションや新たなビジネスの創出→企業収益の増加」といった国内経済の好循環が生まれることが必要である。

そのためには、安倍首相の表現にあるように「日本を世界で一番ビジネスのしやすい国にする」必要があり、内外の企業が活躍しやすい素地を整えるとともに、新たな産業の振興を促すべく未来志向型の支援策が望まれる。

この問題意識を背景に、法人税をOECD主要国と比較すると、わが国は法人税収のGDP比が高く、税収全体に占める法人税の比率が高いという特徴がある。これは2014年度の年次経済財政報告でも指摘されているところである。

さらに、税収面からみると法人税は景気変動の影響を受けやすい一方、消費税は景気の変動を受けにくく安定しているという特徴があることから、安定財源の確保の観点からは消費税の拡充が望ましい。

したがって、税制の抜本改革においては、法人税のウェートを引き下げ、消費税のウェートを引き上げることで税収構造を見直すことが重要である。

このことにより、「法人税負担の軽減→生産の拡大→所得と消費の拡大→消費税収入の拡大→財政健全化の促進」という、より高い経済成長と財政の早期健全化の両立が期待できる。

(3) タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する

社会保障関係支出の抑制、国民の自己負担分の拡大の必要性についてはPB黒字化時期の延期とあわせて国民の十分な理解を得なければならない。

さらに、今後の税制改革については、国民全体の受益および負担がどのようにあるべきかという観点から議論する必要がある、従来のように個別論点における微小な改革を繰り返すのではなく、抜本的な改革を導入すべき状況にある。このため、基本的

な課税ベースである所得、消費、資産に対応する所得課税、消費課税、資産課税について各税制の長所・短所を相互に補い合うタックスミックスの考え方に基づいて、租税体系全体として最善のものを再構築するよう抜本的な検討を進めるべきである。例えば、消費税の持つ逆進性の問題は複数税率などの形で消費税の枠内で解消しようとするのではなく、所得税における給付付き税額控除制度の導入で解決するなどの方法を模索すべきである。

また、実効性ある税制の抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要があるが、2016年1月から開始されたマイナンバー制度はこれに資すると考えられる。本制度によって納税者の所得や資産の捕捉が正確に行われるとともに、納税の公平性が確保され、さらに課税庁の事務の合理化が行われることを期待する。

(4) 国税と地方税の役割を基本から見直す

本来あるべき中央政府の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。

これに対して、地方政府の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。したがって、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。

また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央:地方＝6：4）を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。

なお、地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ、地域間格差を縮小することが可能な、水平的財政調整などの仕組みを導入すべきである。

一方、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税などに代表される、応益性を見出しにくい税目は廃止ないし整理削減すべきである。

(5) 法人税改革は国際競争力向上を意識して行う

世界各国は国際競争力向上の有力な手段として租税制度の整備を戦略的に進めている。わが国は各国が租税制度の優劣を競っているとの認識に立ったうえで税制改革を進めるべきであり、法人実効税率の引下げ競争はその典型例である。

2017年度の実効税率は29.97%、2018年度は29.74%と依然として30%に近い水準であり、諸外国よりも高い水準にある。

したがって、国際競争力を維持できるレベルへの早急な引下げを実施していただきたい。その際、わが国企業の実質的な租税負担の軽減が図られるよう、課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

加えて、国内市場が伸び悩む中、企業が需要の増大が見込まれる海外に展開していくことは自然な流れであるが、そのまま放置すれば産業空洞化がますます進行することになる。こうした産業空洞化に歯止めをかけ、わが国経済が持続的に成長していくためには、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

さらに、B E P S 対応等の国際課税についても国際競争を意識し、わが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

(6) 経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえたうえで、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。また、本会会員へのアンケートやヒアリング結果によれば税務負担の軽減を求める声は大きい。したがって、IT 技術の浸透に対応した電子政府の推進、e-Tax および eLTAX の環境整備、マイナンバー制度の活用等により課税庁の事務の効率化を図るとともに納税者の実務面での利便性の向上を図るべきである。

加えて、時代の変化とともに存在意義を失い合理性を無くした制度や、弊害を生んでいる制度の見直し等を機動的かつ早急に実施すべきである。具体的には、事業所税や印紙税に代表される、時代にそぐわない税制の廃止である。

3. 中部圏の税制への期待

中部圏は「ものづくり」の中核として、わが国経済の発展に貢献してきたが、今後も自動車や工作機械などの既存産業に加え、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの新たな産業を育成していく。特に観光については、豊富な観光資源を活かし、インバウンド観光客およびその消費の増加を図っていく。

また、2027 年に開業予定のリニア中央新幹線、中部国際空港や主要港湾および主要都市を効果的に結びつける交通インフラの整備が進められており、これらが中部圏のさらなる発展ひいてはわが国経済全体の発展につながることを期待される。

一方で、急速に進む人口減少・少子高齢化や東京一極集中への対応、こうした状況下での地域創生なども喫緊の課題であり、中部圏も例外ではない。

したがって、産業競争力強化、産業基盤を支える中小企業の支援、地域の発展基

盤強化や、まちづくり等に資する税制の創設や整備を要望する。

4. 2019年度税制改正に向けた論点

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、2019年度税制改正に向けた論点として、次の6項目を取り上げた。

第Ⅱ部では、これらの項目毎に税制改正に対する意見を展開する。

- (1) 企業の活力向上に資する税制の整備
- (2) 地域創生に資する税制の整備
- (3) 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備
- (4) 実効性ある消費税制の整備
- (5) 税制の合理性の向上、新陳代謝
- (6) 税務負担の軽減

第Ⅱ部 2019年度税制改正に向けての意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の5点について「重点要望項目」として要望する

- 法人実効税率の確実な引き下げ . . . P 9
- 所得拡大税制の見直し . . . P 11
- 研究開発税制の拡充 . . . P 14
- 国際観光旅客税の地方財源化 . . . P 21
- 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備・創設 . . . P 26

1. 企業の活力向上に資する税制の整備

(1) 企業の国際競争力向上

①法人実効税率

政府は2014年6月に閣議決定した『日本再興戦略』改訂2014の中で「法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」として、2015年度から引き下げが実施された。2018年度以降の法人実効税率は、29.74%まで引き下げられたものの、依然として諸外国に比べ高い水準にある。

課税の国際比較という観点からも法人実効税率は重要である。法人実効税率はわかりやすい指標であり、外国企業がわが国への投資を判断する際の重要な材料になるからである。昨年12月には、米国の税制改革により連邦法人税率が21%まで引き下げられ、法人実効税率が大幅に低減したことから、改めてわが国の法人実効税率の高さが浮き彫りとなった。

また、多国籍企業が税負担の軽い国へ親会社を移転する等のインバージョンや、利益を移転する等の行動にも注目が集まっており、国際的な議論が行われている。

このように、法人実効税率の引き下げは、わが国企業の国際競争力の維持・向上、外国企業のわが国への誘致促進等に寄与すると考えられることから、アジア諸国並みの20%台前半への早急な引き下げを目指すべきである。

引き下げの財源確保のためには税制の抜本改革が必要となるが、法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据え、あわせて税源の偏在性と不安定性等の問題がある地方法人二税(法人住民税、法人事業税)の縮減をセットにするべきである。

②課税ベース

法人実効税率の引き下げにあたっては、代替財源を法人税制の枠内で確保しようとして当然のこのように課税ベースを拡大することは望ましくなく、消費税を含む租税体系全体で合理性の高い改正、改革を行うべきである。

したがって、課税ベースの縮小に向けた努力を行うべきであり、「欠損金の繰越控除制度」「減価償却制度」「貸倒引当金制度」などについて、近年拡大された課税ベースの縮小を図るべきである。

このことにより、法人課税における実質的な税負担を軽減することができ、国際競争におけるイコールフットィングを図ることが可能となる。

③欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

欠損金の繰越控除については、中小企業は全額控除可能であるのに対し、大企業については2015年度および2016年度の税制改正により繰越控除割合が段階的に引き下

げられることとなった。すなわち、2015年度に80%から65%へ、2016年度に60%、2017年度に55%へ引き下げられ、さらに2018年度に50%へと引き下げられたが、これを全額控除可能な制度とするべきである。

控除の期間については、2018年度より9年から10年に延長されたが、これをさらに延長して欧米並みの20年以上とするべきである。

また、欠損金の繰戻還付は、2009年度税制改正で中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活し、繰戻期間についても延長すべきである。

これらのことにより、企業経営の安定性が確保され、ひいては経済社会および雇用の安定に繋がるものと考えられる。

④減価償却制度

減価償却制度の定率法の償却率については、2012年度より定額法の償却率の250%から200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発促進等に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。

また、技術革新が進む中で設備が陳腐化するスピードが速まっているため、減価償却制度の定率法の存在意義は高いと考えられる。このため、定率法については今後も制度を維持すべきである。

⑤貸倒引当金制度

貸倒引当金の税務上の損金算入制度については、2012年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。

企業会計では、取り立て不能の恐れがある債権について、貸倒引当金を合理的な見積もりによって適正に計上しなければならない。

したがって、税務上の損金に認定することは全ての企業にとって相当の妥当性があり、この税制の適用を銀行、保険会社等および中小法人等に限定する措置は適正性を欠く。企業の限定を解除し、元の制度に戻すべきである。

⑥受取配当の益金不算入制度

2015年度税制改正では、法人の受取配当の益金不算入の割合が縮減され、課税強化の方向となった。

本来、法人の受取配当については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とするのが原則であるため、再度の見直しを行うべきである。

⑦所得拡大税制の見直し

2018 年度税制改正で、所得拡大税制が大幅に改組された。適用要件充足時の税額控除の割合が大幅に引き上げられたことは評価できるが、適用要件について会員企業から改善を望む非常に多くの声が聞かれた。

【会員企業の声】

○「賃上げ」要件に関する意見

- ・ 継続的に税制を利用するにあたり、前年度比 3 % 増の賃上げを実現するのはハードルが高い。
- ・ 働き方改革により残業が減少傾向にあり、賃上げを積極的に行っても税額控除適用となる水準の賃上げにならない。
- ・ 賃上げ 3 % を達成したか否かで適用の可否を判断するのではなく、一定の賃上げをした企業はある程度報われるような制度設計を行って欲しい。

○「設備投資」要件に関する意見

- ・ 国内設備投資 \geq 減価償却費の 9 割というのはハードルが高い。

○「人的投資」要件に関する意見

- ・ 教育訓練費に関する定義や要件等の早期公表をお願いしたい。
- ・ 過去 2 年分の教育費用の平均値を求めるのは時間がかかる。

○「手続き」に関する意見

- ・ 適用要件が厳しくなり、それに伴い手続きに係る実務負担も増えることから、検討の結果適用することが出来ない場合には、業務量やコストの増加が無駄になることが懸念される。
- ・ 制度が複雑すぎるので、なるべく簡易な制度設計をお願いしたい。

本税制の目的である、賃上げや生産性向上促進の重要性は十分に理解するものの、改組後の適用要件はあまりにも厳しく、手続きも煩雑であるため、これらに取り組む企業のインセンティブとして機能しない可能性が大きい。

そこで、企業が行う賃上げの度合いによって段階的に税額控除の割合を設定するなど、要件に柔軟性を持たせるとともに、実務負担の軽減を図るためよりシンプルな制度設計へと見直すべきである。

⑧マザー工場機能の拡充を支援する税制

「マザー工場機能」とは、海外生産拠点の母型としての役割に加え、製品・製法の原型づくりや高度化、技術・技能・ノウハウの継承（人材育成）や外部漏えい防止、新ビジネスの展開などを行う機能であり、わが国企業の競争力の源泉である。

このため、マザー工場機能を整備・拡充するための設備投資や、雇用者の増加を対象にした優遇税制を設けるべきである。

具体的には、設備投資に対しては、即時償却または税額控除（設備 5 %、建物・構築物 3 %）を可能とすること、雇用者数の増加に対しては、税額控除（雇用者の 10 % 以上の増加に対して一人あたり 70 万円の税額控除など）を要望する。

このことにより、国内雇用を守りつつ海外展開を行うことが可能となり、ひいてはわが国企業全体の競争力の維持強化につながると考えられる。

（２）中小企業の活力向上

中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが地域経済そのものであり、人口減少対策や地域創生のカギを握るといっても過言ではない。

しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字であり、経営基盤の強化が課題となっている。大企業に比べると経営資源にも限りがあり、人手不足や働き方改革への対応、生産性向上に資する取り組みの遅れなどは深刻な問題である。さらに、経営者の高齢化が進む中で事業承継も大きな課題となっている。

このため、中小企業の経営基盤強化に資する税制面での配慮について検討をお願いしたい。

①事業承継税制

地域経済において、中小事業者の廃業の増加が深刻化している。わが国の地域の雇用や、ものづくりの基盤を支えているのは中小事業者であり、中小事業者の廃業の増加は、わが国の産業基盤に大きな影響を与えることとなる。

そこで、2018 年度税制改正では、集中的な代替わりを促すため 10 年間の特例措置として事業承継税制が大幅に改正された。

本改正では、全株式が猶予の対象となり（現行：全株式の 3 分の 2 が猶予対象）、相続・贈与時の猶予割合が 80 % から 100 % へと引き上げられた。また、承継後の雇用要件についても弾力化が図られ、実質的には撤廃の方向で見直された。

中小企業の廃業は、税制のみで解決できる問題ではないが、今回の改正により一定の進捗が期待できるものと評価する。

一方で、会員企業からは以下のような声も聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 2018年度の改正は、10年の時限措置であり、2代、3代と承継していくにあたっては、先の見通しが立てづらい。その点の本制度活用の際のリスクとなる可能性がある。
- ・ 税制適用後の手続きについて、打ち切り事由の緩和など弾力化が図られると良い。
- ・ 事業承継税制の要件だけでなく、周知され、利用されるまでのサポート体制の充実が重要である。

事業承継は中長期的なスパンで取り組むものであり、企業が各施策の利用を検討する際は、制度の継続が担保されることが重要な判断要素となる。したがって、今回の改正内容を10年間の時限措置とせず恒久化するべきである。

また、使い勝手の向上のため、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の周知や利用のサポートなど周辺環境の整備も同時に進めるべきである。

②事業所税の廃止

事業所税は、1975年に創設され、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきたが、今日の都市問題はむしろ中心部の空洞化である。

また、事業所税の従業員割は、給与総額を基に算出することから、企業の賃上げに対して抑制的に働きかねない。

本会会員への聞き取り調査では、多くの強い批判が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 事業所税は時代に逆行するもの。さらに地域創生やコンパクトシティなど国の方針と逆行するものであり、早期に廃止すべき。
- ・ 30万人以上の都市は事業所税により不平等な競争を強いられており、大規模商業施設などが周辺都市（人口30万人以下）に集まっている。
- ・ 30万人以上の都市で課税という基準は合理性を欠く。
- ・ 事業所税を廃止することで、中心市街地に床面積が大きい建物が建ち、雇用が増えるなど多くのプラスの効果が見込まれる。その結果、中心市街地の活性化が進めば、固定資産税や法人税、消費税などの税収が増えるのではないか。
- ・ 賃上げにより所得拡大税制の適用を受けても、事業所税の従業員割が増加するため、税額控除のメリットが薄くなる。

さらに、市町村合併で 30 万人以上の都市になると事業所税の対象となり、新たな税負担が生じるという問題もある。

中部圏も例外ではなく、例えば、三重県四日市市は合併により人口が 30 万人を超えたため、事業所税の対象地域となった¹。また、愛知県東部の山間部にある 6 町村は愛知県豊田市と合併したため、事業所税の対象地域となった²。

このように事業所税は非常に多くの問題を抱えているため、廃止するべきである。

③中小企業経営強化税制

2017 年度税制改正で新設された中小企業経営強化税制は、中小企業の生産性向上や収益力強化の取り組みを後押しする税制である。

2019 年 3 月に期限が到来するが、中小企業の生産性向上、収益力強化への取り組みはまだまだ道半ばであり、引き続きこれらを後押しする制度が必要であることから、本制度の期限を延長すべきである。

また、本税制適用の対象となる新規取得設備として、現行の「生産性向上設備」、
「収益力強化設備」に加え、「生産レジリエンス³向上設備」を含めることを要望する。

加えて、中小企業にとってより有用な制度となるように、適用要件の見直しや手続きの簡素化についても検討いただきたい。

(3) 未来投資の促進

①研究開発税制

本税制の適用範囲については、従来からの製品、技術の開発に加えて 2017 年度からサービスの開発が含められた。これは産業構造におけるサービス産業のウェートの高まり、製造業内部のソフト化・サービス化・情報化の進展等を踏まえた適切な拡張であった。

今後もこのような本税制の適応範囲の拡張を図るべきである。

その 1 は、デザイン開発である。通常、製品の研究開発は、機能・性能・動作と形状等デザインを一体化して行われることが多く、デザイン部分を除外して製品の製造または技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究費を分離抽出することはそもそも不可能である。また、デザインそのものが研究開発の対象であることも多く、今後

¹ 三重県四日市市は、2005 年 2 月 7 日、楠町との合併により人口が 30 万人を超えた。合併から 5 年間は「旧合併特例法」の規定により事業所税の課税団体としての指定が猶予されていたが、2010 年 2 月 15 日に指定され、同年 8 月から課税が行われることとなった。

² 2005 年 4 月 1 日、愛知県東部の藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町は豊田市と合併した。

³ 生産レジリエンスとは、地震、風水害等に対する生産活動の中断のしにくさ、持続力、粘り強さをいう。

はデザインの重要性が増すものと考えられる。このことに鑑みると、デザイン開発を本税制の適用範囲に含めるべきである。

その2は、ビジネスモデル開発である。近年、デジタル経済の進展を背景としてシェアリングエコノミーに見られるように各種の革新的な販売技術・方法、課金方法、収益モデルが登場している。製造業においても、売り切り型の販売方法からサブスクリプション契約型⁴の販売方法が登場している。これらのビジネスモデルは消費者の利便性の向上に貢献し、支持されている。このことに鑑みると、新しいビジネスモデルの研究開発を促進するため、ビジネスモデル開発を本税制の適用範囲に含めるべきである。

その3は、新業務プロセスの開発である。ブロックチェーン技術は全く新たな業務プロセスを生み出すリソースであるとされる。また、最近進められている業界を横断したEDI（電子的データ交換）の標準化は、企業間の取引に係る業務プロセスに革新をもたらすことが期待されている。さらに、RFID（Radio Frequency Identifier）⁵は流通・小売りにおける業務プロセスの在り方を変革すると言われている。このように現在、効率の高い新業務プロセスを生み出す様々なリソースが利用可能な環境にある。このことに鑑み、わが国の低い生産性を引き上げるためにも、新業務プロセスの開発を本税制の適用範囲に含めるべきである。

②知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）

近年、欧州を中心に、知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が進んでおり、知的財産を開発された国から税負担の低い国へ移転するといった企業行動が見受けられる。

しかしながら、今のところわが国にはこのような制度は存在しておらず、制度整備が遅れば、わが国企業の競争力の低下を招くのみならず、企業が知的財産権を税負担の低い国へ移転するような行動に繋がる可能性がある。

このため、現在行われているBEPS⁶に係る国際課税の議論に配慮しつつ、特許権などの適格知的財産から生じた所得に対して、法人税の低い税率の適用を可能とするパテントボックス税制を整備すべきである。

このことにより、知財戦略や国内の技術開発が促進され、ロイヤリティや知的財産権の譲渡益など、知的財産から生じた所得を国内に還流させることが可能となる。

⁴ サブスクリプション契約とは、主にソフトウェアのライセンス契約の方式であり、売買ではなく特定期間内の使用权を販売する方式。

⁵ RFID（Radio Frequency Identifier）とは、微小な無線チップにより人やモノを識別・管理する仕組み。IT化・自動化を推進する上での基盤技術として注目が高まっている。

⁶ Base Erosion and Profit Shifting：税源侵食と利益移転。

③ベンチャー企業の育成に資する税制

2014 年度に創設されたベンチャー投資促進税制は、認定ベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資した企業は、出資額の一定割合を上限に損失準備金を積み立て損金算入ができるというものであり、2017 年度および 2018 年度税制改正では、以下のような見直しが行われた。

【2017 年度税制改正】

- 適用期限を 2018 年度末まで 1 年延長。
- 認定ファンドの規模要件を「概ね 20 億円以上」から「10 億円以上」に。
- 損失準備金積立率を 80%から 50%に引き下げ。
- 地方投資を促す観点から、ファンドに以下の要件を追加。
 - ・地方ベンチャーの支援実績を有する地方投資担当者を設置すること。
 - ・投資対象企業が所在する地域の金融機関、中堅・中小企業、自治体等から成るアドバイザリーボードを設置すること。
 - ・ファンド全体の投資額のうち、5 割以上を地方に所在するベンチャー企業へ投資すること。

【2018 年度税制改正】

- 適用期限を 2019 年度末まで 1 年延長。

このように、期限が延長されたものの、ファンドの要件が追加され、損失準備金積立率が引き下げられるなど、条件が厳しくなっている面がある。

わが国経済の持続的な成長のためには、産業の新陳代謝を促進することが重要であるが、わが国の起業活動は国際的に見て活発とは言えない。

したがって、本税制の期限を延長するとともに、以下の様にさらなる充実を図るべきである。

第 1 に、企業が認定ファンドを通さずに、ベンチャー企業に対してダイレクトに投資を行った場合にも税制優遇を可能とするべきである。

第 2 に、本税制では「主たる投資先が事業拡張期にあるベンチャー企業であること」をファンドの認定要件としているが、研究開発型のベンチャー企業では、立ち上げ期の方が資金を必要とする企業が多い。したがって、立ち上げ期も含むよう、ファンドの認定要件を緩和するべきである。

これらのことにより、ベンチャー企業の資金需要が充たされ、新たな技術や産業の創出、ひいては国内経済の活性化に資するものと考えられる。

(4) 国際課税

① BEPSプロジェクト対応

経済のグローバル化が進む中で、一部の多国籍企業による過度な節税行為が国際的な問題となっている。

この問題の解決のために立ち上げられたBEPSプロジェクトへの対応として、2016年度税制改正により、わが国企業は2016年4月1日以降に開始する事業年度分から移転価格税制⁷への対応が求められることとなった。

そこで、海外に製造拠点等を持つ会員企業に聞き取り調査を行ったところ、以下のように、事務負担の増加、二重課税、機密情報の漏えい等への懸念などの意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 提出資料の「ひな型」のようなものを作っていただきたい。
- ・ 海外子会社の数が多いためローカルファイル作成の負担が非常に大きい。
- ・ 作成義務のある資料の中には、必要性が分からないものや調査の際にもあまり参考にされないものが含まれているが、これらの作成にも相当なコストを費やさねばならず、負担感は非常に大きい。
- ・ 作成・提出義務のある資料について、ここまではやらなくて良い、これらは作成不要など、一定の線引きが欲しい。
- ・ 提出資料には機密情報が含まれるため、取り扱いには十分配慮いただきたい。
- ・ 一部の国への積極的な課税材料の提供や二重課税に繋がることを懸念している。

したがって、BEPS対応の制度構築にあたっては、企業の事務負担の軽減、二重課税の回避、提出した情報の機密保持等に向けた配慮をお願いしたい。

②外国子会社合算税制（CFC税制）

「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」とのBEPSプロジェクトの基本的

⁷ 移転価格税制とは、国境を越えた関連会社間の取引価格（移転価格）を適切に設定し、国家間の課税権の調整を図る制度（21世紀政策研究所・経団連編著「BEPS Q&A」より引用）。BEPS最終報告書では、「移転価格文書化」として、国外の関連会社との適正な移転価格を算定するために、①国別報告事項、②事業概況報告事項（マスターファイル）、③独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）の3文書の作成を求めている。2016年4月1日以降に開始する事業年度分から「国別報告事項」「マスターファイル」、2017年4月1日以降に開始する事業年度分からは「ローカルファイル」の作成・提出が求められることとなった。

考え方を踏まえ、近年の税制改正では外国子会社合算税制（CFC税制）⁸の見直しが続いている。

特に、最近では2017年度税制改正で大幅な見直しが行われた。従来の、合算課税対象の判定基準であるトリガー税率が廃止され、外国子会社の所得や事業の内容によって合算課税対象を判断する仕組みとなった。一定の金融所得や実質的活動のない事業から得る「受動的所得」は原則として合算対象とし、経済活動の実体のある事業から得る「能動的所得」は、外国子会社の税負担率にかかわらず対象外となった。

具体的には、従来対象となっていた税負担率20%未満の実体のある事業（航空機リース会社や製造子会社等）が対象外となった。一方で、税負担率が20%以上のペーパーカンパニーや事実上のキャッシュボックス⁹等が対象となった。

しかしながら会員企業からは、本制度上の問題点、懸念事項について多くの声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 対象となる「受動的所得」と対象外の「能動的所得」の判断基準が曖昧であり、明確化して欲しい。
- ・ 運用に関するガイドラインや事例集等があるとありがたい。
- ・ 米国税制改正による連邦法人税率引き下げにより、一部の米国子会社が合算課税の対象となったが、そもそも米国や英国へ租税回避目的で子会社を設立することは考えらず、これらの国について合算課税の判定をせねばならないことに疑問を感じる。
- ・ 米国では、LLCの形態をとる事業体が多いが、LLCは法人として課税されない仕組みとなっており、CFC税制上の取り扱いが不明瞭である。
- ・ わが国の法人実効税率が約30%であるにもかかわらず、CFC税制上の外国子会社の適用免除基準が30%以上とされているのは如何なものか。
- ・ 現行制度は、対応のための企業のコストだけが嵩み、正直者が苦しむような制度となっている。

したがって、企業へ過度な負担を強いることがないよう実務負担に配慮するべきである。加えて、租税回避に利用される可能性が低い国は一律合算課税対象から除外するホワイトリストの導入や、租税回避に利用される可能性が高い国についてのみ外国

⁸ 外国子会社合算税制（CFC税制、CFCはControlled Foreign Companyの略）とは、外国子会社を利用した租税回避行為を防止するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得相当額を日本の親会社の所得とみなして、日本で合算課税する制度。

⁹ 事実上のキャッシュボックスとは、収入の大半が配当、利子等の金融所得等で占められているもの。

子会社の合算課税対象の判定を行うなど、本制度の本旨に立ち返り、わが国で納めるべき税を意図的に回避する行為のみを合算課税の対象とするよう、見直しを継続していただきたい。

③国際課税をめぐるトラブル

わが国企業の海外進出が進む中で、海外で獲得した利益の還流を円滑に進めるためには、新興国等の進出先で適正な課税が行われることが重要である。

しかし、進出先（主に新興国）の税務当局との課税トラブルが増加しており、本会会員企業への聞き取り調査でも、以下の様に国同士での解決を強く望む、B E P S対応が加わって国際課税業務がさらに多忙になることを懸念する等の意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 特に新興国に理不尽な課税が多く、訴訟や相互協議などの事後対応に苦慮している。
- ・ 課税に対して不服申し立てをする仕組みはあるが、認められるのは稀。
- ・ 進出先によっては、刑事罰をちらつかせてくることもあり、そうなるとうまくできなくなってしまうため困っている。
- ・ 進出先当局による税務調査の頻度があまりにも多いため対応に追われ、B E P S対応等、その他の国際税務への対応が後手に回ってしまう。
- ・ 理不尽な課税については、未然に防ぐことが大前提であるため国と国でしっかりと交渉するなど、国として立ち向かってもらいたい。

企業が対応に苦慮した結果、止む無く課税に従う場合もあるものと考えられる。

このため本会会員の意見にもあるように、国として立ち向かっていただき、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行っていただきたい。

また、わが国課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施するとともに、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図っていただきたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めていただきたい。

このことにより納税されるべき国で納税がなされるとともに、二重課税、追徴、紛争解決費用などのリスク、国際税務に係る事務負担等が軽減されることとなる。

④外国税額控除制度

外国税額控除制度については、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間が3年と短いため、延長するなどの改善を図るべきである。

⑤海外所得の国内還流を促進する税制

企業が海外で得た収益は、現地での再投資とともに、親会社などに対する配当として日本に還流して国内の研究開発や設備投資、従業員の賃金などに使われる。

したがって、海外の活力をとりこみ、わが国の経済が持続的に成長していくためには、資金の還流を増やしていくことが重要である。

このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%に引き上げ、さらに還流増加分などに対する税額控除等を行うべきである。

これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるものと考えられる。

2. 地域創生に資する税制の整備

(1) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正

①地方法人二税、地方消費税、国による自治体の取り組みの評価

法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税は、税源の偏在性と不安定性という問題を抱えている。

一方、地方消費税は偏在性が少なく安定しており、地方の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

さらに、国は地域活性化に向けた自治体の取り組みを評価し、成果に応じて地方交付税や地方譲与税の一部の増額を行う等の措置の整備・拡充を講じるべきである。

これらのことにより、地方の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備されると考えられる。

②地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準は、本来、税収の最終的な帰属地を最終消費地に帰結させるべく調整することを目的とするものである。

2018年度の税制改正で、この目的に沿って清算基準が見直されたが、今後、知見のさらなる深化や関連統計の整備の進展等に基づいて清算基準を改善する不断努力を行うべきである。

③地方法人特別税

地方法人特別税は、2017年4月に消費税率が10%に引き上げられる時点で廃止される予定であったが、消費税率引上げ時期の2019年10月への延期に伴って廃止時期も延期となった。

地方法人特別税は、2019年10月の消費税率引き上げと同時に予定通り廃止すべきである。

なお、これに関連して2018年度与党税制改正大綱には、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在性を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度（2019年度）税制改正において結論を得る」との記載もあることから、税源の偏在性是正について一段の見直しが成されることを期待する。

④寄附税制

個人の寄附税制は、「ふるさと納税」や、認定NPO法人などへの寄附で税制優遇が受けられる「市民公益税制」が導入されるなど、拡充が行われた。

法人の寄附税制については、2016年度税制改正で地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設された。これは地方公共団体が策定して内閣府が認定した事業に対して、企業が寄附を行うと税額控除を受けられる制度¹⁰である。

しかしながら、企業から地方自治体への寄附は総じて伸び悩んでいる模様である。

したがって、企業の寄附行為が広がり、地域活性化や社会貢献の拡大に繋がるよう、県や市町村に対しては、本税制ならびに認定事業のPR、企業が寄附を行いたくなるような事業計画の策定に期待したい。

⑤国際観光旅客税

国際観光旅客税は、使途が重要であると考えられる。使途については、「国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針等について」（観光立国推進閣僚会議決定〔2017年12月22日〕）において示された考え方のうち、以下の2点に着目する。

「地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上」

「地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること」

この2点に鑑みれば、「地域のことは地域に任せる」との考え方の下、効果的な活用を推進すべく、税収の一部を地方自治体の財源として配分すべきである。

¹⁰ 従来の寄附税制が所得控除であったのに対し、本税制は税額控除が行われることが特徴であり、同額の寄附に対して、従来の概ね2倍の税が軽減される。

地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請し認定を受け、企業は内閣府が認定した事業に対して寄附を行い、税額控除を受ける。

内閣府が運営する以下のポータルサイトより、各認定事業を確認できる。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html

また、配分を受けた各自治体は使途の適正性、透明性をしかるべき第三者によるチェックを経て市民に公表すべきである。

(2) 地域経済の活力向上

①事業所税の廃止（再掲）

事業所税は地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべきである。

②固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性がある。

一方で、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないため、地方税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制であり、わが国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制である。

このため、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

仮に廃止ができない場合には、取得価額の5%に据え置かれている評価額の最低限度を、法人税と同様に備忘価額（1円）とするべきである。

このことによって、税負担の軽減分を設備投資等の価値創造的な活動に充当しやすくなる。

③法人事業税（外形標準課税）

法人事業税については、外形標準課税のウェートを高める方向で制度改正が進んでいる。外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用に対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えている。

このことを踏まえ、外形標準課税は基本的には廃止の方向で見直すべきである。仮に拡充するにしても十分慎重に行われるべきである。

そもそも、法人事業税は、企業が事業活動を行う際に地方自治体から受ける行政サービスに対する支払という名目の下に創設された税目である。

行政サービスに対する応益課税としては法人住民税が設けられており、固定資産税や都市計画税などを合わせると行政サービスへの応益課税はさらに多重となる。

本会会員からは、過大な事務負担が生じているとの声もあることから、法人事業税を含めこれらは、整理・簡素化されるべきである。

④法人事業税（電気・ガス供給業の課税標準）

電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用されており、その他の事業とは異なる取り扱いとなっている。2018年度税制改

正で、一部のガス供給業について、他の事業と同様の課税標準が採用されることとなったが、大半のガス供給業は依然として収入金額をベースに課税されることとなる。

収入金額が課税標準として採用されている当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であることから税金の価格転嫁が容易であるため、また、料金認可制により所得が低く抑えられることから所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであると理解される。

しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。

したがって、課税の公平性の観点からこれらの課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

⑤空き家の増加を抑制する税制

現行の法制下では空き家を取り壊して更地にした場合に、固定資産税や都市計画税の住宅用特例が適用されなくなり、税負担が大幅に増えるといった問題がある。

2015年2月から「空き家対策特別措置法」が施行され、空き家の中でも早急に対策が必要な「特定空き家等」に対して、行政が是正措置を講ずることとなった。

しかし、その対象は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」など、事実上、廃屋に近い状態のものに限られている。

そこで対象をさらに広げ、行政が対象地域のゾーニングを行い、対象地域については2～3年程度の猶予期間の後に固定資産税や都市計画税の住宅用特例を外す、といった措置を導入してはどうか。

また、一方で、他者が空き家や空き店舗等を取得する際に不動産取得税や登録免許税を減免する、といった措置を講じてはどうか。

これらにより、所有者にとって空き家を放置する税制上のメリットが失われるとともに、他者が空き家を取得しやすくなるため、空き家の有効活用、ひいては中心市街地の土地の流動化が促進されるのではないか。

⑥空き家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置

空き家対策では空き家の所有者等の把握が困難、連絡がつかない等が大きな問題となっている。固定資産税等の課税情報から追跡可能な場合もあると考えられるが、現状では行政の納税情報の目的外使用には厳しい制限がある。

したがって、一定の配慮（目的や条件を厳格に限定する、納税者本人の承諾を得る等）の下での納税情報の開示等の方法で必要な情報の共有も進めるべきではないか。

⑦地域経済の担い手の設備投資を促進する税制

地域経済の活力向上には、その担い手の経済活動の活発化が不可欠である。そこで、地域で重要な役割を果たしている建設業に着目し、その設備投資を促進する税制の整備を要望する。

具体的には、建設事業者の建設機械等への設備投資に対して取得額の 30%の特別償却もしくは取得額の 7%の税額控除を可能とする措置である。

この措置を講ずることによって、建設事業者の設備投資が促進され、地域経済の土木建設需要の掘り起しと雇用の増加が期待できる。

さらに、この措置によって各地域で頻発する自然災害に対する復旧工事などの対応力も高まると考えられる。

災害時に真っ先に現場に駆け付けて、土砂やがれき等の撤去、道路の復旧等の作業にあたるのは、地元の建設事業者である。

しかし、地域の建設事業者は厳しい状況にあり、重機等の建設機械を保有しないで必要な時のみにリースするといった動きが進んでいる。このままでは、災害時に必要な建設機械が手配できず、復旧作業が困難になることが懸念される。

国土交通省では「建設業災害対応金融支援事業¹¹」を設けたが、本支援事業は 2015 年 3 月 31 日に終了している。このため、本事業の復活も併せて要望する。

(3) 中部圏の活性化に資する税制

①総合特区制度における税制支援の拡充

総合特区制度のうち、中部圏 5 県にわたって指定されている国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」については、「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」として設備投資に対する税制優遇措置¹²が設けられている。2018 年度税制改正では、適用期限が2 年延長され、2020 年 3 月末までとなっている。

¹¹ 建設業災害対応金融支援事業について

- ・ 県、市町村などと災害協定を直接締結している中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む）が対象。
- ・ 建設機械の購入資金の全部又は一部を金融機関から借り入れるか、ファイナンス会社等による割賦販売を利用していること等が条件。
- ・ 初年度 1 年分の金利、割賦手数料の 2/3 を助成。ただし、上限は 4%。

¹² 国際戦略総合特区設備等投資促進税制

- ・ 国際戦略総合特区内で、指定法人が、国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために設備等を取得してその事業の用に供した場合に、法人税の特別償却又は税額控除が可能。
- ・ 対象となる設備等：機械・装置…2,000 万円以上、開発研究用器具・備品…1,000 万円以上、建物・附属設備・構築物…1 億円以上
- ・ 特別償却の割合：【2018 年度】取得価額の 40%（建物等 20%）
【2019 年度】取得価額の 34%（建物等 17%）
- ・ 税額控除の割合：【2018 年度】取得価額の 12%（建物等 6%）
【2019 年度】取得価額の 10%（建物等 5%）

今後、国産旅客機MR Jの量産開始や、B787の増産、B777Xの生産開始が見込まれるなど、中部圏の航空宇宙産業はさらなる発展が期待される。

そこで、以下の税制の整備を要望する。

○国際戦略総合特区設備等投資促進税制の拡充¹³

- ・宇宙関連事業等を支援対象に加えるとともに、対象設備の要件を緩和するなど、税制措置の対象範囲を拡大すること。

○本特区を対象とした研究開発税制の拡充

○固定資産税の減免

- ・償却資産に対する固定資産税の廃止。
- ・廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免。

○国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度

- ・2016年3月末までの期限で、特区内の事業による所得金額に対する所得控除制度が設けられていたが、これを復活すること。
- ・「専ら特区内で」となっていた限定要件を撤廃すること。
- ・国際戦略総合特区設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）との併用を認めること。

○航空機製造に係る輸入品関税の免税化

○飛行試験等における航空機燃料税の減免

○教育訓練に対する税制の支援

- ・中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること。

また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県の「ふじのくに先端医療総合特区」「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県の「みえライフイノベーション総合特区」、浜松市の「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での配慮を要望する。

②中部圏の産業高度化に資する税制

中部圏は産業高度化を通じてわが国経済の繁栄に貢献したいと願っている。

中部圏の産業高度化を担う「次世代リーディング産業」は、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業である。

したがって、これらの産業の研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充などを要望する。

¹³ アジア NO.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会（会長：大村愛知県知事）の要望事項（2017年7月13日）から抜粋・引用した。

3. 国土強靱化への企業の寄与を促進する税制の整備

(1) 背景および必要性

2011年3月の東日本大震災、2012年4月の熊本地震、今年6月の大阪府北部地震や7月の西日本大豪雨など、度重なる自然災害によりわが国は、多くの尊い人命・財産を失うとともに、社会基盤や生産基盤の機能喪失によって、長期にわたる経済・社会活動の中断・停滞を経験した。

今後、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震の発生が高い確率で予想されていることを踏まえると、わが国経済社会のレジリエンス向上に向けた防災・減災対策の推進は喫緊の課題である。

現在政府では、2014年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」の見直しが進められており、官民の防災・減災対策を促進する様々な施策について検討が進められているところである。

これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、企業による自主的な防災・減災対策の推進、換言すれば企業による国土強靱化への参画が不可欠である。

取り組むべき具体的な個別施策等を示した「国土強靱化アクションプラン 2018」でも、民間の取り組みの重要性を指摘しており¹⁴、国はこれを後押しする必要がある。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」では、企業の生産力の強靱化など民間の取り組みの促進を図ることが明記されている¹⁵。

このため、企業による自主的な防災・減災に資する設備投資や、災害からの復旧・復興に役立つ重機等の設備保有を促進する税制の整備を望むものである。

(2) 具体的な税制措置の案

①民間施設等の防災・減災に資する設備投資を促進する税制の整備・創設

企業が防災・減災対策のために自主的に行った防災・減災対策のうち、資産計上がなされる建物や設備等への投資に対する税制優遇措置を要望する。

¹⁴ 「国土強靱化アクションプラン 2018」(P-4より引用)

企業、学校、病院その他の民間事業者による国土強靱化に資する取組は、各分野に多様なニーズを生み出し、イノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上や、サプライチェーンの強化・販路の多様化、平時の生産性の向上等を通じて産業競争力の強化につながるなど、我が国の持続的な経済成長や地方創生、一億総活躍社会の実現にも貢献する。

¹⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(P-44より引用)

地域計画の策定及び実施が進むよう支援を充実させるとともに、災害時等の社会貢献に取り組む企業等を認証するよう事業継続の認証制度を充実するほか企業の生産力の強靱化を図るなど、地方自治体や民間の取組の促進を図る。

【工場、オフィス、店舗、倉庫など事業用施設の耐震化に係る設備投資】

耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物（工場、オフィス、店舗、倉庫等）の改修・増改築や収容される機械設備等の固定化であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建築物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された建築物あるいはその部分について、かつてのグリーン投資減税と同様に、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする、あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間3分の2に軽減する等の措置を講ずる。

【防潮堤、防波堤、岸壁、護岸、避難棟、建物高層化など津波被害軽減、航路保全に係る設備投資】

津波被害等の軽減や航路保全を目的とする既存の防潮堤・防波堤・岸壁・護岸の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された施設あるいはその部分について取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする、あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間3分の2に軽減する等の措置を講ずる。

【事業用施設のより安全性の高い場所への移転に係る設備投資】

地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された事業場あるいは施設について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする、あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間3分の2に軽減する等の措置を講ずる。

【非常用電源等の非常用機器の設置に係る設備投資】

地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用電源等の非常用機器であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された機器の取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする、あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間3分の2に軽減する等の措置を講ずる。

【建設事業者の災害復旧活動に資する建設機械等の取得に係る設備投資（再掲）】

災害復旧に資すると認定できる特定の機械等に係るものであって、建設事業者が行う設備投資については、その結果取得された当該特定の機械等について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする、あるいは、当該資産

増分について、固定資産の課税標準を5年間3分の2に軽減する等の措置を講ずる。

【地盤改良等の液状化対策に係る工事】

地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって関係基準等を満たす投資については、土地の簿価の増加額の7%の税額控除を可能とする、あるいは、当該簿価増分について、固定資産の課税標準を5年間3分の2に軽減する等の措置を講ずる。

【その他、防災・減災に資する取り組みに係る設備投資】

上記以外の防災・減災に係る設備投資（工場内の地震シェルターの設置等）、あるいは地震対策用の支出で資産計上されるもの（地震動解析ソフトウェア購入等）についても、企業の防災・減災力を高める観点から、真に必要と考えられるものについては税制上の措置を検討いただきたい。

②民間施設の防災・減災対策を促進する既存の税制の活用増進及び一層の拡充、延長

政府は、これまでも、ホテルや旅館等の耐震改修に対する税制優遇措置、津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例、データセンターの分散化を促進する税制など、種々の助成措置を講じてきた。また、2018年度税制改正では、一定の条件を満たす民有護岸の耐震改修に対する税制措置について拡大・延長が成された。しかしながら、本会が実施したアンケート調査によれば、これらの認知度は非常に低い¹⁶。

したがって、税制をはじめとする助成措置について、より多くの企業が利用できるよう、周知方法の改善を図るべきである。

また、既存の助成措置について、企業が認知していても、対象が限定されており適用要件に合わないため申請できない、適用要件の判断が難しいので申請を行わなかった、期間が限定されているため対策を行うタイミングと合わない、等の理由で活用に至らないケースがある。

したがって、官側による申請のサポート、適用要件の緩和、対象の拡大、期間の延長等により、助成措置の使いやすさの向上を図るべきである。

なお、巻末には、「付属書1」として既存税制の応用・拡張の方向性について検討した、「国土強靱化税制の整備・創設に向けた具体的提案」を掲載しており、こちらも参照されたい。

¹⁶ 本会が昨年1月に実施したアンケート調査（回答総数234社）によれば、「既存の防災・減災の助成策についてご存知ですか」の問いに対し、「助成策があるのは知っているし活用したことがある」との回答は全体の4%にとどまる。

(3) 税制措置の効果

まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれるとともに、速やかな復旧に対する備えが可能となる。その結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。

次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。その結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれ、さらにその結果として諸税収の減少を抑制する効果が見込まれる。

また、対策を講じることで裾野の広い建設関係の需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など、経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

4. 実効性ある消費税制の整備

(1) 税率

増大する社会保障費への対応を含め、急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。

消費税率については、2014年4月に8%への引き上げが実施された。しかし、10%への引き上げについては、2度にわたる延期で、当初予定の2015年10月から2019年10月へと計4年の延期となった。

基礎的財政収支を黒字化し、将来的に財政赤字を圧縮するためには、社会保障費をはじめとする歳出の削減を図る一方で、今後、消費税率を10%台半ばないし後半まで引き上げざるを得ないと考えられる。

したがって 2019年10月に10%への税率引き上げを確実に実施するとともに、消費税制について更なる検討が進められることを期待する。

(2) 消費税率を10%へ引き上げる際の配慮

消費税率を10%へ引き上げる際には、8%への引き上げ時と同様に、住宅や自動車等の高額商品の購入に関連する税負担の軽減（住宅ローン減税、自動車関連諸税の整理・簡素化等）など、税制面での配慮をお願いしたい。

また、税率引き上げ前後の需要変動の均平化に資する経済対策についても、あわせて検討をお願いしたい。

なお、直前の課税期間の確定消費税額が400万円以下の事業者については、納付回数が年2回となっているが、回数を増やすなど事業者にとって自由度の高い納付条件を整備していただきたい。このことにより、消費税の滞納を減らす効果が期待できる。

(3) 使途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費などに充当されるべきである。ただし目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招く可能性があるため反対である。

(4) 逆進性緩和策

2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、軽減税率の導入（酒と外食を除く飲食料品の税率を8%に据え置く等）が決定している。

しかしながら、低所得者の負担軽減や逆進性緩和を目的とするならば、高額所得者にも恩恵が及ぶ複数税率よりも、マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の拡大、あるいは所得税における給付付き税額控除方式の方が効果的であると思われる。

会員企業へのアンケートや聞き取り調査でも、複数税率やインボイス方式の導入については、事務負担が増えること等を理由に、否定的な意見が多く聞かれた。

したがって、納税者の事務負担軽減の観点からも、簡素な給付措置の拡大や、所得税における給付付き税額控除方式など、逆進性緩和策について再検討すべきである。

5. 税制の合理性の向上、新陳代謝

国への信頼は企業や個人が納税を行う大前提であるが、合理性を欠いた税制は国への信頼を著しく損なうものとなる。

したがって、時代の変化に合わない、そもそも課税根拠が不明確である等、合理性を欠いた税制について見直しを行い、経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進めるべきである。

(1) 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っている。

本会会員へのアンケートや聞き取り調査では、印紙税の合理性や、実務面での負担感に関して以下のような意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 商取引の電子化が進む昨今の流れからすれば、存在意義を失っている。
- ・ 電子化が進んでいく中で、ハードとソフトで課税上の取り扱いが異なることは合理的な説明が難しい。
- ・ 印紙税は社内でも関わる人数が多く、事務コストがかかる。
- ・ 下請けとの請負契約を結ぶたびに印紙税がかかるため、負担感が大きい。

以上のように合理性を失っていることに加え、税務負担軽減の観点からも、印紙税は廃止すべきである。

(2) 事業所税 (再掲)

事業所税は時代に逆行するものであり、創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべきである。

(3) 固定資産税 (再掲)

償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないことに加えて、諸外国に例をみない税制であり、わが国のものづくり産業の負担を高めている。このため、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

(4) 外形標準課税 (再掲)

外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用に対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えるため、基本的には廃止の方向で見直すべきである。

(5) 法人事業税における収入金課税の見直し (再掲)

電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、収入金への課税は合理性を失っているため、課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

(6) 自動車関係諸税の整理、簡素化、新税制の創設

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などの自動車関係諸税は、複雑かつ時代の変化に合わないものとなっているため改革が必要である。また、自動走行分野や次世代自動車など、わが国が世界をリードすることが期待されるものについては、その普及促進のため税制の整備が必要である。

そこで、自動車関係諸税について以下のような観点から見直すべきである。

①体系的な整理・簡素化

自動車関係諸税は、同一の課税対象に複数の税が名目を変えて折り重なる複雑な税制となっており、自動車の利用者に過大な税負担を強いているため、体系的な見直しを行い整理・簡素化を図って納税者負担を軽減すべきである。

②課税の多重性の解消

【車体課税】

自動車取得税については、消費税率の引き上げが2019年10月1日へ延期されたため、自動車取得税の廃止および「環境性能割」（自動車税・軽自動車税）の導入も、同日まで延期することが2016年8月に閣議決定された¹⁷。

車体課税については、自動車取得税が消費税と、自動車重量税が自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者の負担が過大となっている。

したがって、自動車取得税については、消費税率引き上げ時で廃止を確実に実施すべきであり、「環境性能割」については車種によっては負担増となることから、ユーザーの過度な負担増につながらないように配慮すべきである。

2017年度与党税制改正大綱では「消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度（2019年度）税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」としており、課税の多重性を解消するべく車体課税全体の見直しを行うべきである。

【燃料課税】

燃料課税については、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課されるいわゆる「Tax on Tax」となっていることから、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

③暫定税率から本則税率への変更

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等の自動車関係諸税は、本則税率を超える高い税率が「当分の間として措置される税率」として課せられている。

これらの税については整理・簡素化が本来の姿であるが、それが早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率に戻すべきである。

¹⁷ 2016年度税制改正大綱では、2017年3月31日をもって自動車取得税を廃止する一方で、4月1日から、取得価額に対して燃費基準値の達成度に応じて0～3%の間で課税（自動車税・軽自動車税）する「環境性能割」を新設するとしていた。

④環境性や安全性の向上の促進

環境負荷の小さい自動車¹⁸に対する「エコカー減税」（自動車取得税および自動車重量税の減免措置）や、「グリーン化特例」（自動車税および軽自動車税の軽減、古い車は重課）は、2017年度税制改正で燃費性能に関する要件を見直した上で、期限が2年延長された¹⁹が、これを継続することが重要である。

また、2019年度税制改正では、先進安全自動車（ASV）²⁰に対する税制特例（自動車取得税および自動車重量税）についても、延長・拡充された²¹。

現在、同特例はトラック、バスが対象となっているが、近年は乗用車にも様々な安全装置が装備されており、自動車の安全性を更に高める観点から、乗用車等も含め、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税を検討すべきである。

あわせて、安全運転支援のためのインフラ整備（車車間通信、路車間通信等）に対しても税制面での配慮をお願いしたい。

これらの措置は、技術革新が進む自動走行分野においてわが国が世界をリードすることに繋がり、わが国の自動車産業のさらなる発展にも寄与することとなる。

⑤燃料電池自動車（FCV）の普及拡大を促進する税制の整備

政府は「日本再興戦略 2016」で「次世代自動車については、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、初期需要の創出を図り、自立的な市場を早期確立するとともに、普及に不可欠な充電器や水素ステーションの整備を進める」としている。

燃料電池自動車（FCV）については、既に減税（エコカー減税、グリーン化特例）、CEV補助金といった施策が講じられており、これらの施策の継続を期待する。

また、水素ステーション等の燃料供給インフラについては、「低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置」²²が設けられており、2017年度税制改正で、「政府の補助を受けて取得したこと」を要件に加えた上で、適用期限が2019年3月31日まで2年間延長された。

¹⁸ 一定の排ガス性能・燃費性能を有する自動車（ハイブリッド車を含むガソリン車・LPG車）および、特に環境性能の優れた自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）

¹⁹ エコカー減税の期限：【自動車取得税】2019年3月31日、【自動車重量税】2019年4月30日
グリーン化特例の期限（自動車税・軽自動車税）：2019年3月31日

²⁰ ASV:Advanced Safety Vehicle。先進技術を利用して安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。税制特例の対象となる装置は、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置（2018年度税制改正で対象車両拡充）。

²¹ 税制特例の期限は自動車重量税が2021年4月30日、自動車取得税が2019年3月31日。

²² FCVおよび圧縮天然ガス（CNG）自動車に係る燃料等供給設備（水素充填装置、天然ガス充填装置）の固定資産税の課税標準を最初の3年間2/3とする。

対象設備の取得評価額が、天然ガス充填設備4,000万円以上、水素充填設備1億5,000万円以上。

F C Vおよび水素ステーションについて、政府は「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（2016年3月22日改訂）で急速な普及拡大シナリオ²³を示している。燃料供給インフラの普及拡大のため、「低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置」の期限をさらに延長すべきである。また、今後は、さらなる税制面での負担軽減策を期待する。

6. 税務負担の軽減

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっており、本会の会員企業へのアンケート調査、聞き取り調査からも事務負担の軽減を望む声が非常に多く聞かれた。

また、企業の税務負担の軽減は、現在、政府が積極的に推進している「働き方改革」にも資するものである。

したがって、企業の税務負担軽減方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて以下のように簡素化を図るべきである。

（1）申告・納税の電子化の推進

2018年度税制改正で、2020年4月より資本金1億円以上の大法人は電子申告が義務化されることとなった。また、電子申告の利便性向上のため、提出情報等のスリム化・データ形式の柔軟化・提出方法の拡充・提出先の一元化・認証手続きの簡便化などの見直しについても明記された。

電子申告の利用拡大が図られることは、企業および行政双方の業務効率化に繋がるため、是非とも推進していただきたい。

しかしながら、現行の e-Tax・eLTAX の両電子申告・納税システムについて、会員企業から改善を求める多くの声が聞かれた。

²³ 2020年頃、F C V 4万台程度、水素ステーション 160か所程度。

2025年頃、F C V 20万台程度、水素ステーション 320か所程度。2020年代後半に自立化。

現状はF C V 1,813台（2016年度）、水素ステーション 91か所（2017年12月現在）（環境省・経産省・国交省「次世代自動車ガイドブック 2017-2018」より引用）

【会員企業の声】

- ・ 全ての別表を対応させてほしい。
- ・ 一度の手続きで送信できるPDFの容量制限があるが、ファイル送信漏れの防止、事務作業軽減の観点から、総容量によらず1回で送信できるようにしていただきたい。
- ・ 貸借対照表などの添付書類について、PDFで提出できるようにしていただきたい。
- ・ e-Tax と eLTAX のデータ共有化、一元化して欲しい。
- ・ 申告別表、別表の別紙、添付書類等について、ファイル形式を問わず添付を可能としていただきたい。
- ・ 電子申告の義務化にあたっては、申告書添付要件の緩和（保存義務への組み替え等）を改めて検討いただきたい。

したがって、電子申告の利便性向上を進めるにあたっては、これらの意見に配慮した、より利用者目線での改善を強く望むとともに、電子申告・納税利用に対するインセンティブを高めるような施策などにも期待したい。

（２）申告調整事務の軽減

税の申告に当たっては、必要な実務の適正な実行が求められる。その中には、税法改正の細部に至るまでの把握、証拠書類の収集・保存、会計帳簿の点検、在庫評価等の的確な事実認識等が含まれる。

このうち、企業会計のための実務と共通しない税務固有の実務の増大を極力回避し、実務の煩雑さの軽減が図られるべきである。

わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。

会計基準と税法基準の差異は近年拡大傾向にあり、今後国際会計基準（IFRS）に準拠する企業が増加すればこの傾向はますます強まることとなる。このことを踏まえ、差異を縮小する方向で税制のあり方が検討されることを期待する。

（３）減価償却資産事務の軽減

減価償却制度については、2008年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。

機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」など）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産

があるため、見直しを図り明確化すべきである。また、事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

(4) 地方税の納付事務の軽減

地方税の中で、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は煩雑さが大きい代表例である。

本会会員への聞き取り調査では、「全国に支店があるため、地方税に関わる事務負担は非常に大きい。本店所在地の自治体に一括して地方税を納付できる仕組みとしてほしい」との意見が聞かれた。

したがって、複数の自治体に跨る申告・納税手続きの一元化や、自治体毎に異なる帳票の統一等、納税事務の効率化が図られるべきである。

(5) マイナンバーの有効活用

マイナンバー制度については 2016 年 1 月から運用が開始されたが、企業や個人が行う納税事務の効率化や、課税庁の事務合理化に寄与する制度設計と運用を行うべきである。

以上